

流山市汚泥再生処理センター建設工事総合評価落札方式実施要綱

制定 平成19年9月11日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する「流山市汚泥再生処理センター建設工事」(以下「本工事」という。)に係る一般競争入札(以下「入札」という。)を、総合評価落札方式により実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(総合評価競争入札審査会)

第3条 市長は、総合評価落札方式による入札の実施に当たっては、別に設置する「流山市汚泥再生処理センター建設工事請負契約に係る総合評価競争入札審査会」(以下「審査会」という。)の審議を経て落札者を決定するものとする。

(技術支援の要請)

第4条 市長は、総合評価落札方式による本工事の入札の実施に当たり必要と認めるときは、相応の知識と経験を有する第三者の専門家に技術的な支援を要請することができるものとする。

(入札公告等)

第5条 市長は、総合評価落札方式で入札を実施しようとするときは、流山市財務規則(昭和61年流山市規則第12号)第126条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 価格その他の条件についての評価(以下「総合評価」という。)に必要な技術提案(以下「技術提案」という。)の内容及び提出期限
- (2) 第7条に規定する落札者決定基準
- (3) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 入札に参加する者は、総合評価を行う際に必要な技術提案を市長に提出しなければならない。

- 2 技術提案を提出しない入札者による入札又は当該技術提案に必要事項が記載されていない入札は、無効とする。
- 3 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。
- 4 技術提案に虚偽の記載をした入札は失格とし、流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）（以下「指名停止基準」という。）に基づき指名停止の措置を行うものとする。

（落札者決定基準）

第7条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法その他の基準を定めるものとする。

- 2 前項の評価基準、評価の方法その他の基準の策定に当たっては、審査会の審議を経て決定するものとする。

（落札者決定の方法）

第8条 市長は、落札者決定基準により総合評価を行い、落札者を決定するものとし、決定に当たっては、第3条に規定する審査会の審議を経て、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、総合点数の最も高い入札者を落札者とする。

- 2 総合点数の最も高い入札者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。
- 3 入札に参加を希望する者が1社の場合は、審査会の承認を経て、入札を行うものとする。
- 4 入札の結果有効な入札をした者が1社の場合は、落札者決定基準により、落札者を決定できるものとする。

（総合評価結果の公表）

第9条 市長は、本工事の請負契約締結後、入札書類の審査結果について、公表するものとする。

（入札結果の説明）

第10条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（流山市の休日を定める条例（平成元

年流山市条例第23号。)第1条に規定する市の休日を除く。)に、落札者として選定されなかった理由の説明を書面により市長に求めることができるものとする。

2 前項の規定により入札結果の説明を求められた場合は、市長は、当該書面を受理した翌日から起算して10日(流山市の休日を含める条例第1条に規定する市の休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定による回答を行うに当たり、審査会の意見を聴くことができるものとする。

(実施上の留意事項)

第11条 入札の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 入札の参加を希望する者には、参加表明書その他市長が指定する書類(以下「参加表明書等」という。)を提出させるものとする。
- (2) 入札には、複数の企業で構成される企業体(以下「共同企業体」という。)が参加できるものとする。
- (3) 共同企業体が入札に参加しようとするときは、参加表明書等及び入札書類にその旨を明記させるものとする。
- (4) 共同企業体が入札に参加しようとするときは、「流山市特定建設工事共同企業体採用基準」第2条、第4条から第9条まで及び第13条から第15条までの規定を準用するものとする。
- (5) 入札に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された参加表明書等及び入札書類は、提出者に無断で審査以外の目的に使用しないものとする。
- (7) 参加表明書等及び入札書類に虚偽の記載をした者(共同企業体の構成員を含む。)に対しては、指名停止基準に基づき指名停止の措置を行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合評価型落札方式による本工事の入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月11日から施行する。